## 文京区補助金等チェックシート

所属

区民部区民課

1	補具	<u>助金</u>	の彳	呂称等	-											2	8年度調査
補	助	金	Ø	名	称	文京区一般コミュニティ助成事業補助金											
根		<u>L</u> :	規	定	等	文京区一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱 コミュニティ助成事業実施要綱(一般財団法人自治総合センター制定)											
創		設	;	年	月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		0年	終了	予定年	月	
直	近(	の見	,直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕						
見	直	L	の	内	容				,								
						款		項		目		大事業		中事業		実施計画事業番号	
予		算	:	科	目	3 区民費		1 区民		1 区 費	区民行政総務	9 m 助	丁会・自治会事	業補	1 町会・自 助	治会事業補	
補	助	金	ص ص	種	別	☑ 奨励	的補助	<b>л</b> [	] 施設運営	営補	財	助的	的補助	投資	的補助	□ 利子補	給
2	補目	助金	の <sup>排</sup>	要要													
補	1113-	助			的	度を活用	し、区	がコミュ	ニニティ活	動に	こ直接必要	な設	の社会貢献ル 備等に対して 展と住民福祉	て補助	を行い、は	也域のコミュニ	ティ活動の
補	助	事業	等	の内	容	動の促進	を図り	、地域	の連帯感	にま	基づく自治意	意識	ュニティ助成 を盛り上げる 備に関する事	ことを	目指すもの	ので、コミュニ	
補	助対	力象:	経費	きの内	容								費の総額以降				自治会が負
						□区民	<b>√</b>	地域》	舌動団体		☐ NPO	(特)	定非営利活動	协団体	) 🗌 事業	養者 📗	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定の	目手方	に補助	している場	易合	は具体的に	記え	<b>\</b> ]				
						文京区町	会連合	合会に	加入してい	る	町会・自治会	会					
						□ 定率	補	助率				)	✓ 定額	(補助	<b>額</b> で	「円から250万	·Pis ]
						□補助	単価	(補具	力単価				単位		) [	□ 規定なし	□ その他
補	助	金	の	算	出	〔その他の	の場合	は具体	的に記入	.)							
													を具体的に記 ティ助成事業		互綱に おい	ハア 1件につ	き10万円畄
													円までと規定			(,1  10	2010/31/14
公	募	F	の	状	況	文京区町	会連合	合会に	加入してい	る	全ての町会	• 自	治会に補助金	金交付	申請の案	内を送付して	ている。
実 使				におけ 認 方		✓ 領収	 【書(写		型約書		□ 決算書		□ 成果物	<b>V</b>	その他(	管理運営規 台帳、実施	
						☑ 区単	独		負担割	合	区		国	1	都	補助対象	₹者
補	助	• 単	独	の状	況	□ 補助	(区上	乗せ無	し) 上乗せ								
						□ 補助	(区上	乗せ有	TER								

## 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	地域コミュニティの希薄化等により、会費等の徴収に苦労 している町会・自治会にとっては、比較的大規模な設備整 備の補助制度は従前から求められている。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	Α	「町会・自治会活動の支援強化」が基本構想実施計画事業として位置付けられている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	コミュニティ助成事業制度の仕組み上、区が予算化しなければ、自治総合センターから助成金を受領できないため、 区が補助すべき事業となる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	Α	コミュニティ活動を行うに当たり、町会・自治会等の財政的 な負担が大きくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	А	文京区町会連合会に加入している町会・自治会であれば、補助金の申請は可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	非該当(交付先は、自治総合センターの審査により決定されているため)
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	補助金の原資となるコミュニティ助成事業の助成金交付制度を自治総合センターが制定しているため、代替策はない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	整備した設備等にコミュニティ助成事業による旨の表記、 区報での紹介記事が制度上義務化されているため、宝く じの社会貢献広報に資するものである。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	比較的大規模な設備整備となるため、町会・自治会主催 のイベントが実施しやすくなる等、地域のコミュニティ活動 の充実・強化を図ることが可能である。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	補助金を活用して町会・自治会がコミュニティ活動に直接必要な設備等を整備することにより、地域住民にその効果が還元される。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助 制度としている。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	А	コミュニティ助成事業制度が地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的としているため、町会・自治会の活動内容と合致する。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	А	コミュニティ助成事業の実施に当たっては、設備等の整備 費用に係る領収書はもとより、管理運営規程、備品台帳 等の提出も求めており、適正性は担保されている。

4 交付実績 (件、千円)

	4 XN天根 (IT、III)									
	項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)					
交	(見込み)件数	-	_	_	4					
決算(予算)額		-	-	-	9,600					
	国庫支出金				0					
	都支出金				0					
	その他				9,600					
	一般財源				0					
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	平成28年度から補助開始予	/定							

## 5 課題及び今後の方向性

本補助金は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業制度を活用し、区が町会・自治会に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品を除く。)の整備に関する事業を補助するものである。

平成28年度から本制度を活用することにより、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指していく。